

広報



愛します 豊かな自然 海・山・里
つくります すこやかな心とからだ
育てます 助け合う優しい人とまち
伝えます 未来に向けた歴史と文化

令和2年/2020

7

月号
NO.187

南えちせん



新学期がスタート

「学校の新しい生活様式」に対応した学校生活が始まりました。
(撮影 湯尾小学校)

議長に秋田重敏氏 副議長に平谷弘子氏

南越前町議会議長



秋田 重敏氏(合波・77歳)



平谷 弘子氏(長沢・74歳)

議長・副議長 就任のごあいさつ

万緑の候、町民の皆さまには益々ご清祥のことと心からお慶び申し上げます。

また、平素より議会に対しまして、ご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

私たちは、6月8日の南越前町議会定例会におきまして、議員各位のご推举を賜り正副議長に就任させていただきました。誠に身に余る光栄であり、その責任の重さを痛感しているところであります。

さて、少子高齢化社会の到来により人口減少が続いており、国においても対策に大変苦慮しながら対応策を検討し、実施しております。

また、全国的に新型コロナウイルス感染者の発生など、今までに経験したことのない状況が続いており、町においても感染拡大防止対策や事業者等への支援施策など、各施策を行っていただいているところです。

町行政はもとより議会といたしましても、人口減少対策や新型コロナウイルス感染症対策をはじめ諸課題に対し、厳しい財政の中、「安全・安心で活力があり、誰もが住みたくなるまちづくり」を推進し、町民の意思を十分に反映させた、魅力あるまちづくりを進めていくことが、議会の責務と考えております。

今後とも、町議会の運営が公正で町民の皆さまから信頼され、期待されるよう誠心誠意努めさせていただきますので、町民の皆さま方の温かいご支援を心からお願い申し上げ、就任のごあいさつとさせていただきます。

議長 秋田 重敏
副議長 平谷 弘子

議会構成

(令和2年6月8日現在)
(敬称略)

議長 秋田 重敏	副議長 平谷 弘子	常任委員会	委員長	副委員長	委員
総務文教常任委員会	平泉 初男	高橋 宏介	城野 庄一・喜村喜代治	生駒 一義・秋田 重敏	山本 優
産建厚生常任委員会	熊谷 良彦	山本 徹郎	大浦 和博・加藤 伊平	利治・平谷 弘子	丸岡 武司
議会運営委員会	丸岡 武司	喜村喜代治	山本 徹郎・熊谷 良彦	平泉 初男・生駒 一義	井上 大浦

監査委員会	組合議会議員	特別委員会	委員長	副委員長	委員
後期高齢者医療広域連合議会	南越消防組合議会	自然保護並びに環境保全対策特別委員会	城野 庄一	山本 優	山本 徹郎・熊谷 良彦
公立丹南病院組合議会	南越清掃組合議会	大浦 和博・生駒 一義・秋田 重敏・丸岡 武司	高橋 宏介・秋田 重敏・平谷 弘子	大浦 和博・生駒 一義・秋田 重敏・丸岡 武司	平泉 初男・平谷 弘子
福井県丹南広域組合議会	高橋 宏介・秋田 重敏・平谷 弘子	他全議員	他全議員	他全議員	他全議員
井上 利治	秋田 重敏				

6月議会定例会

6月8日から12日を会期に、町議会定例会が開かれました。

議長に秋田重敏氏(合波)、副議長に平谷弘子氏(長沢)がそれぞれ選出されました。その後、各常任委員会、運営委員会、特別委員会の委員や組合議会議員が選出され、新たな議会構成が決まりました。

また、南越前町一般会計補正予算案など29議案が審議され、原案通り可決されました。

■専決処分の承認

令和元年度南越前町一般会計補正予算(第8号) 担い手確保・経営強化支援事業補助金の減額など、594万2千円を減額補正しました。

南越前町税条例等の一部改正

南越前町国民健康保険税条例の一部改正

令和2年度南越前町一般会計補正予算(第2号) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、マスク購入費助成事業や特別定額給付金事業、子育て支援特別給付金事業などの予算として、11億4,745万4千円を増額補正しました。

南越前町税条例の一部改正

令和2年度一般会計補正予算(第3号)

歳入、歳出それぞれ1億1,094万5千円を増額し、予算総額を102億8,943万8千円としました。

【歳入予算の主な内容】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 8,956万7千円
学校施設環境改善交付金 1,307万5千円
児童福祉費寄附金 2,000万円
公共施設管理公社委託料精算金 2,498万3千円

【歳出予算の主な内容】

新型コロナウイルス感染症対策関係事業
(除菌物品購入・避難所感染防止対策・飲食店活性化事

業、スクールバス分散事業等)	3,524万1千円
保育所等空調設備整備事業	2,600万円
集落要望対応事業	4,906万円
イベントの申込に伴う関係経費の減額△2,681万1千円	2,210万4千円

イベントの申込に伴う関係経費の減額△2,681万1千円	2,210万4千円
■国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	4,906万円
新型コロナウイルスに感染した場合の被保険者等傷病手当として646千円を増額し、予算総額を11億1,523万1千円としました。	11億1,523万1千円
■国民健康保険佐庄診療所特別会計補正予算(第1号)	3,524万1千円

化や空調設備修繕など520万7千円を増額し、予算総額を2億7,017万8千円としました。	2億7,017万8千円
■河野診療所特別会計補正予算(第1号)	3,524万1千円
新型コロナウイルス感染症対策のための水栓自動化など156万5千円を増額し、予算総額を9,359万円としました。	9,359万円
■老人保健施設特別会計補正予算(第1号)	3,524万1千円

新型コロナウイルス感染症対策のための医薬用消耗材料購入費など290万1千円を増額し、予算総額を1億8,294万4千円としました。	1億8,294万4千円
■南越前町印鑑条例及び南越前町手数料徴収条例の一部改正	3,524万1千円
行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号通知カードを廃止することとしました。	3,524万1千円
■南越前町国民健康保険条例及び南越前町後期高齢者医療に関する条例の一部改正	3,524万1千円

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした使用者に傷病手当金を支給することとしました。	3,524万1千円
■南越前町保育所の設置及び管理条例の一部改正	3,524万1千円
国の幼児教育・保育無償化の対象となりない第2子に対して、保育料を経済的状況に応じ一部無償化することとしました。	3,524万1千円
■南越前町介護保険条例の一部改正	3,524万1千円

低所得者の保険料を軽減し、併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を実施することとしました。	3,524万1千円
■公の施設の指定管理者の指定	3,524万1千円
今庄365スキー場など町の4施設の指定管理者を定めました。	3,524万1千円
■南条SA周辺地域振興施設新築工事請負契約の締結	3,524万1千円

11億8,107万円で坂川建設㈱南条本店、㈱ヰヨエイビルド河野支店、大和建設㈱南越前支店、南条SA周辺地域振興施設新築工事特定建設工事共同企業体と契約することとしました。	11億8,107万円
■穠漁港離岸堤機能増進工事(その2)請負契約の締結	3,524万1千円
8,987万円で㈱高野組河野支店と契約することとしました。	8,987万円
■南越前町監査委員の選任	3,524万1千円

議会選出の委員に、次の方を選任することに同意を得ました。	3,524万1千円
■井上 利治氏(上別所)	3,524万1千円
■南越前町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて	3,524万1千円
農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等に係る過半数要件の例外規定を適用することとしました。	3,524万1千円

■南越前町農業委員会委員の任命	3,524万1千円
南越前町農業委員会委員10名の任命について議会の同意を得ました。	3,524万1千円
■報告	3,524万1千円
●専決処分事項2件の報告	3,524万1千円

令和元年度南越前町一般会計継続費繰越計算書	3,524万1千円
令和元年度南越前町一般会計繰越明許費繰越計算書	3,524万1千円
●生駒 一義議員	3,524万1千円
○山本 優議員	3,524万1千円

新型コロナウイルス感染症対策について	3,524万1千円
○山本 優議員	3,524万1千円
○第2期子ども・子育て支援事業計画について	3,524万1千円
○山本 優議員	3,524万1千円

ウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を実施することとしました。	3,524万1千円
■公の施設の指定管理者の指定	3,524万1千円
今庄365スキー場など町の4施設の指定管理者を定めました。	3,524万1千円
■南条SA周辺地域振興施設新築工事請負契約の締結	3,524万1千円

11億8,107万円で坂川建設㈱南条本店、㈱ヰヨエイビルド河野支店、大和建設㈱南越前支店、南条SA周辺地域振興施設新築工事特定建設工事共同企業体と契約することとしました。	11億8,107万円
■穠漁港離岸堤機能増進工事(その2)請負契約の締結	3,524万1千円
8,987万円で㈱高野組河野支店と契約することとしました。	8,987万円
■南越前町監査委員の選任	3,524万1千円

議会選出の委員に、次の方を選任することに同意を得ました。	3,524万1千円
■井上 利治氏(上別所)	3,524万1千円
■南越前町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて	3,524万1千円
農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等に係る過半数要件の例外規定を適用することとしました。	3,524万1千円

■南越前町農業委員会委員の任命	3,524万1千円
南越前町農業委員会委員10名の任命について議会の同意を得ました。	3,524万1千円
■報告	3,524万1千円
●専決処分事項2件の報告	3,524万1千円

令和元年度南越前町一般会計継続費繰越計算書	3,524万1千円
令和元年度南越前町一般会計繰越明許費繰越計算書	3,524万1千円
●生駒 一義議員	3,524万1千円
○山本 優議員	3,524万1千円

新型コロナウイルス感染症対策について	3,524万1千円
○山本 優議員	3,524万1千円
○第2期子ども・子育て支援事業計画について	3,524万1千円
○山本 優議員	3,524万1千円

ウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を実施することとしました。	3,524万1千円
■公の施設の指定管理者の指定	3,524万1千円
今庄365スキー場など町の4施設の指定管理者を定めました。	3,524万1千円
■南条SA周辺地域振興施設新築工事請負契約の締結	3,524万1千円

11億8,107万円で坂川建設㈱南条本店、㈱ヰヨエイビルド河野支店、大和建設㈱南越前支店、南条SA周辺地域振興施設新築工事特定建設工事共同企業体と契約することとしました。	11億8,107万円
■穠漁港離岸堤機能増進工事(その2)請負契約の締結	3,524万1千円
8,987万円で㈱高野組河野支店と契約することとしました。	8,987万円
■南越前町監査委員の選任	3,524万1千円

議会選出の委員に、次の方を選任することに同意を得ました。	3,524万1千円
■井上 利治氏(上別所)	3,524万1千円
■南越前町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めるこ	3,524万1千円
農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等に係る過半数要件の例外規定を適用することとしました。	3,524万1千円

■南越前町農業委員会委員の任命	3,524万1千円
南越前町農業委員会委員10名の任命について議会の同意を得ました。	3,524万1千円
■報告	3,524万1千円
●専決処分事項2件の報告	3,524万1千円

令和元年度南越前町一般会計継続費繰越計算書	3,524万1千円
令和元年度南越前町一般会計繰越明許費繰越計算書	3,524万1千円
●生駒 一義議員	3,524万1千円
○山本 優議員	3,524万1千円

新型コロナウイルス感染症対策について	3,524万1千円
○山本 優議員	3,524万1千円
○第2期子ども・子育て支援事業計画について	3,524万1千円
○山本 優議員	3,524万1千円

ウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を実施することとしました。	3,524万1千円
■公の施設の指定管理者の指定	3,524万1千円
今庄365スキー場など町の4施設の指定管理者を定めました。	3,524万1千円
■南条SA周辺地域振興施設新築工事請負契約の締結	3,524万1千円

11

2020年

春の叙勲 受章報告会

受章おめでとうございます

瑞宝双光章

(地方自治功労)

右近 了一さん（河野出身・86歳）

右近さんは、昭和28年から河野村職員を31年余り務めた後、収入役、助役を歴任。産業基盤整備や北前船主の館右近家の一般公開など文化振興に尽力されました。

5月27日、受章の報告に訪れた右近さんは、「受章の知らせを聞き驚いた。この度の受章は、地域の皆さんとの毎年にわたるご指導、ご支援のたまものです」と述べ、岩倉町長は、「おめでとうございます」。



マスクをご寄贈いただきました。

5月15日、荒木幹夫様（山王）から、今庄老人保健施設にサービスカルマスク1箱（50枚）をご寄贈いただきました。

5月18日、田中須弥様（觀音）から、今庄老人保健施設にサービスカルマスク1箱（50枚）をご寄贈いただきました。

した。

6月2日、エバーゴールド株式会社川上和治代表取締役から、今庄老人保健施設、今庄診療所に布製マスク2枚セット50組をご寄贈いただきました。

町ではご厚意に感謝し、有効に活用させていただきます。



消毒用アルコールをご寄贈いただきました。

5月20日、永平寺町の河合永充町長ら3名が役場を訪れ、手指消毒液の代用となる高濃度アルコール720㎖ボトル120本をご寄贈いただきました。南越前町と永平寺町は、平成28年に災害時相互応援協定を結んで以降、協力体制が続いている。河合町長が「昨年の豪雪時に受けた支援のことは忘れない」と述べると、岩倉町長は「こうして気持ちが返ってくるのはありがたい。これからも交流を深めていきたい」と感謝しました。アルコールは永平寺町内の酒造会社が製造したもので、小中学校などに配布されました。

山田寿治会長ら3名が役場を訪れ、除菌剤40㍑とスポーツボトル20本をご寄贈いただきました。山田会長が「保育所（園）や認定子ども園など、子どもたちのために活用いただきたい」と目録を手渡すと、岩倉町長は「物資が不足している中で大変心強い。大切に使わせていただきます」と受け取りました。



マスクをご寄贈いただきました。

5月18日、武生府中ロータリークラブの山田寿治会長ら3名が役場を訪れ、除菌剤ク1,000枚を

きました。山田会長が「保育所（園）や認定子ども園など、子どもたちのために活用いただきたい」と目録を手渡すと、岩倉町長は「物資が不足している中で大変心強い。大切に使わせていただきます」と受け取りました。

マスクをご寄贈いただきました。

5月25日、武生青年会議所の谷口康介理事長ら3名が役場を訪れ、サービスカルマス

ク1,000枚をご寄贈いただきました。谷口理事長の「今何ができるかを考え何か支援ができるか」との言葉に、岩倉町長は、「ご寄贈ありがとうございました」と喜びます。しっかりと使わせていただき、感染予防に努めていきたい」と述べました。

児童用マスクをご寄贈いただきました。

6月3日、越前たけふ農業協同組合の富田隆代表理事組合長ら4名が役場を訪れ、児童用布製マスク690枚をご寄贈いただきました。富田組合長が「学校や保育所などで利用していく」と述べると、岩倉町長は「6月から学校が再開し、子どもたちのマスク確保が課題であった。有意義に活用させていただきます」と謝辞を述べました。



5月25日、武生青年会議所の谷口康介理事長ら3名が役場を訪れ、サービスカルマス

ク1,000枚をご寄贈いただきました。谷口理事長の「今何ができるかを考え何か支援ができるか」との言葉に、岩倉町長は、「ご寄贈ありがとうございました」と喜びます。しっかりと使わせていただき、感染予防に努めていきたい」と述べました。

南条SA周辺 地域振興施設(道の駅)整備事業

地域振興施設 新築工事

安全祈願祭

令和3年秋のオープンに向けて「地域振興施設」建設工事が本格的に始まります

令和2年6月11日、南条サービスエリアに隣接する「地域振興施設」新築工事の着工に伴い、建設予定地において、施工業者主催により安全祈願祭が執り行われました。

当日は、岩倉町長をはじめ、町議会議員や仲倉県議会議員、指定管理予定者、地元関係団体、工事関係者などが出席しました。祈願祭では、工事の安全を願い、神事が行われました。

祈願祭終了後は、岩倉町長が「多くの関係者の方々のおかげで本日を迎えることができました。地元農林水産物や県特産品をこの施設で販売し、隣接する公園も一体的に整備する

ことで地域内外の多くの方に

利用していただき、地域の拠点施設となるよう進めていきたい。工事関係者の皆さんにおかれましては、高い技術と経験を生かし、安全に工事が完成するようお願いいたします」とあいさつしました。

令和3年秋オープンに向けて、いよいよ工事が始まります。



▲完成イメージ(一般道側から)



▲鍵入れする岩倉町長

■問合せ 建設整備課 ☎ 0778-47-8003

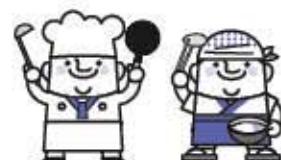
テナント募集!!

募集店舗 テイクアウト店(約15m²) 3店舗 そば店(約20m²) 1店舗

経費負担 賃料、水道光熱費、共益費等

募集説明会 7月6日(月)南条文化会館2階会議室 午後1時30分～
7月3日(金)までに要予約！

募集期間 6月18日(木)～8月7日(金)



町内直売所出荷者会員募集!!

取扱品目 農林水産物(野菜・山菜・果実・穀物・乾物・水産物等)

加工食品(弁当・惣菜・お菓子全般・漬物・味噌・調味料等)

加工品・工芸品(木工品・織物・染物・細工品・花木・手芸品等)

年会費 年会費2,000円(帽子、名札代として、初回のみ別途2,000円必要)

販売手数料 売上金額の15%～20%

募集説明会 7月8日(水)南条文化会館2階会議室 午後2時～
7月6日(月)までに要予約！

募集期間 6月25日(木)～8月31日(月)



■申込み・問合せ 南越前町山海里運営協議会事務局 TEL 090-8967-5800 (黒田)

国民健康保険の 被保険者の皆さまへ

国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

【保険税の減免の対象となる方】

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 → 保険税を全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方 → 保険税の一部を減額

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者などに対し、傷病手当金を支給します。

国民健康保険傷病手当金の支給について

【対象】 南越前町国民健康保険に加入している被用者（会社など）に勤めていた方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため勤務することができない方

【支給対象となる日数】

勤務することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から勤務することができない期間のうち就労を予定していた日数直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に、支給対象となる日数を乗じた額（※上限あり）令和2年1月1日からの月30日で、療養のため勤務することができない期間（ただし、入院が継続する場合は、最長一年6か月まで）

【申請方法】

申請には、医師や事業主の証明が必要です。申請書類は町ホームページからダウンロードできます。申請書類の郵送を希望する場合は、お問合せください。

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 077-8-47-8015

- 保険税の減免額は、減免対象保険税額（A×B／C）に減免割合（D）をかけた金額です。
- 保険税の減免額は、減免対象保険税額（A×B／C）に減免割合（D）をかけた金額です。
- A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C：主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額
- D：合計所得金額に応じた減免割合

300万円以下の場合：全部（10分の10）	400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6	750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2	

- 主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額に関わらず、対象保険税の全部を免除します。

■ 問合せ <http://www.town.minamiechizen.lg.jp/>

7月から健康診査・がん検診を実施します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期していた健診・がん検診(集団・個別)を以下のとおり実施します。

集団健(検)診 7月20日(月)～11月15日(日) (一部要予約)

【7月の集団健(検)診】

7月20日(月) 南条保健福祉センター／7月26日(日) 桜橋体育館

個別健(検)診 7月1日(水)～令和3年2月28日(日) (要予約)

※集団の「胃がん検診」「健康診査」で、一部の会場において予約が必要になります。

◆予約が必要な会場：南条保健福祉センター【7月20日(月)、10月26日(月)、11月15日(日)】

今庄住民センター 【8月3日(月)】

湯尾生活改善センター 【8月18日(火)】

宅良公民館 【9月28日(月)】

◆予約方法については、受診券に同封の案内をご確認ください。

※「変更後の全日程」および「受診券」は6月末に緑色の封筒で送付します。

※子宮頸がん、乳がん検診は、全日程で予約が必要です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、マスクの着用・検温・予約による人数制限などにご協力ををお願いします。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

令和2年度介護保険料(低所得者軽減)についてのお知らせ

令和元年10月からの消費税率等の引上げに伴い、介護保険第1号被保険者で、所得段階が第1・2・3段階の方には公費の投入により介護保険料が軽減されました。令和2年度はさらに軽減が強化されます。7月中旬に介護保険料決定通知書を発送しますので、ご確認ください。

所得段階	所得段階の説明	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金の受給者、世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.3 (基準額×0.375)	軽減後 22,400円 (軽減前 27,900円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.5 (基準額×0.625)	軽減後 37,200円 (軽減前 46,500円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.7 (基準額×0.725)	軽減後 52,100円 (軽減前 54,000円)
第4段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下(世帯には課税者あり)	基準額×0.9	66,900円
第5段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超(世帯には課税者あり)	基準額	74,400円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	89,200円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.3	96,700円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.5	111,600円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が300万円以上	基準額×1.7	126,400円

※介護保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いいたします。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

もしも今、災害が起こつたら？

災害時の避難と 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の第2波が懸念される中、大雨や台風などの災害が起きたらどうすればよいのか、日頃からの備えと災害時の避難行動を改めて確認しておきましょう。

町民の皆さんへのお願い

町では、避難所での感染予防対策の徹底や、3つの密「密閉、密集、密接」の回避など、感染リスクを下げる取り組みを行います。

町民の皆さんには、避難所における感染拡大を防止するため、以下のことにご協力をお願いします。

【事前の準備】持ち出すものを準備しましょう

- 一般的な非常用持ち出し品に加えて、マスク、体温計、せっけん、消毒液、ウェットティッシュ、オーラルケア用品(うがい薬等)など、感染予防に効果的なものを避難時に持ち出せるよう、普段から備えましょう。



【避難前】避難先・避難方法を確認しましょう

- 災害の種類、状況などによって、最適な避難先、避難方法は異なります。ハザードマップなどにより、普段から自宅周辺の災害リスクを確認しましょう。
一例として、水害が発生した際に、自宅が安全な場所にある場合は、2階などの高所に避難することが有効です。
- 避難所において、3密の環境が発生することが懸念されます。車中泊やテント泊が可能な場合や、安全な場所に親戚・知人宅がある場合は、そちらをご活用いただくなど、避難所の過密状態緩和にご協力をお願いします。



【避難所入所時】体調が悪いときは避難所職員に知らせましょう

- 避難所入所の際は、問診・検温にご協力ください。
- 発熱、咳、のどの痛みなど、体の不調を感じる場合は、速やかに避難所職員にお知らせください。
- 新型コロナウイルスに感染された方と濃厚な接触があった方につきましては、保健所を通じて指定宿泊施設にご入所いただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- 発熱などの症状がある方につきましては、かかりつけ医や保健所に連絡・相談させていただくとともに、他の方と居住スペースを分け、専用スペースでお過ごしいただきます。
- 要配慮者の方につきましては、状況に応じ、福祉避難所をご案内させていただく場合があります。



【避難所内】予防を心がけましょう

- 避難所内では、手洗い・手指消毒、マスクの着用(就寝時も含む)、咳エチケットを徹底してください。
- 密集状態を避けるため、お互いに2m以上の距離を取るようにしてください。



非常用持ち出し品チェックリスト(例)

*こちらのチェックリストは一例です。日頃から準備しておき、いつでも持ち出せるようにしましょう。

一般的な持ち出し品			感染予防用の物品	
<input type="checkbox"/> 非常用持ち出しバッグ	<input type="checkbox"/>	毛布、タオルケット	<input type="checkbox"/>	マスク
<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/>	洗面用具	<input type="checkbox"/>	体温計
<input type="checkbox"/> 食料(缶詰など)	<input type="checkbox"/>	調理器具(缶切りなど)	<input type="checkbox"/>	せっけん
<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/>	食器(割り箸、紙皿など)	<input type="checkbox"/>	消毒液
<input type="checkbox"/> キャッシュカード	<input type="checkbox"/>	衣類	<input type="checkbox"/>	ウェットティッシュ
<input type="checkbox"/> 預金通帳、印鑑	<input type="checkbox"/>	軍手	<input type="checkbox"/>	手拭きタオル、ハンカチ
<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/>	応急医薬品	<input type="checkbox"/>	オーラルケア用品 (うがい薬など)
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/>	常備薬		
<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/>	お薬手帳		
<input type="checkbox"/> 電池	<input type="checkbox"/>	簡易トイレ		

■問合せ 総務課防災安全室 TEL 0778-47-8016

小規模事業者等再起応援金のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けた小規模事業者などの皆さんに対して、固定費の支払いを支援するため「小規模事業者等再起応援金」を支給します。

対象要件 国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の給付を受けておらず、令和2年2月から6月までのいずれか1月間の売上げが、前年同月と比べ20%以上減少した中小企業、個人事業主など

支給額 1事業者当たり10万円

受付方法 県ホームページに掲載している申請書類を簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で「福井県庁 小規模事業者等再起応援金申請事務局」宛てに郵送してください。

受付期間 6月8日(月)～7月10日(金)当日消印有効

※詳細は県ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/ouenkin.html>

■問合せ 福井県再起応援金センター
観光まちづくり課

TEL 0776-20-0766

□ 0778-47-8002

町内3海水浴場開設中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町民の皆さんや町外から訪れる皆さんの健康と安全を最優先に考え、誠に残念ではございますが、今年度の町内3海水浴場(河野、甲楽城、糠海水浴場)の開設につきましては、「中止」とさせていただきました。楽しみにお待ちいただいておりました皆さんには大変申し訳ありませんが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、個室を主とした旅館・民宿などにつきましては、感染症対策を講じた上で通常通り営業しておりますので、家族単位などの少人数でご利用いただければ幸いです。

■問合せ 南越前町河野観光協会 □ 0778-48-2240

お知らせ

問い合わせは直通電話で

役場への電話(記載)は、NTT電話もケーブル電話も同じ番号で担当の課に直通でつながります。NTT電話のみは、記載してあります。



暮らし

コンビニ交付の停止

システムのメンテナンス作業のため、次の期間コンビニ交付サービスを停止します。迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。

7月23日(木・祝)～26日(日)終日

●問合せ

町民税務課

0778-47-8015

河野シーサイド温泉ゆうばえ定期巡回バスの夏期運休

毎週火曜日に運行している河野シーサイド温泉ゆうばえ今庄・南条地区定期巡回バスは、7月21日(火)～8月11日(火)までお休みしますので、ご了承ください。



登録が必要です。詳しく述べる「おどり」までお問合せください。

おんぶ 場所 脇本25-19
(南条ふれあい会館内)

0778-47-3200

会員募集中!

一緒に仕事をしませんか。健康で働く意欲があり、概ね60歳以上の方の入会をお待ちしています。

シルバー人材センターのことでお仕事の内容など、お気軽にお問合せください。

●問合せ

河野シーサイド温泉ゆうばえ
0778-48-2388

●問合せ

河野シーサイド温泉ゆうばえ
0778-47-3210

<https://web.sjc.ne.jp/minamiechizen/>

シルバー人材センター短信

募 集

町 営 住 宅 入 居 者

●入居者資格

【公営住宅】
●大鶴目住宅1号棟(3戸)
103、201、302号室(3DK)
住所 南越前町今庄89-4
家賃 14,400円～

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●二ユート今庄ハイツ1号棟(2戸)
203、204号室(3DK)
住所 南越前町今庄13-11-1
家賃 30,000円

●入居者資格

【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅1号棟(3戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅2号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●大鶴目住宅2号棟(2戸)

101号室、302号室(3DK)

住所 南越前町今庄89-5
家賃 15,200円～
22,600円

●関ヶ原公営住宅(1戸)
201号室(3DK)

住所 南越前町関ヶ原10-18-2
家賃 17,300円～
25,800円

●甲賀目住宅(1戸)
102号室(3DK)

住所 南越前町甲賀城7-31-1
家賃 14,900円～
22,200円

●特定公営賃貸住宅
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅1号棟(2戸)
103、201、302号室(3DK)

住所 南越前町今庄13-11-1
家賃 30,000円

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅2号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅3号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅4号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅5号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅6号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅7号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅8号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅9号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅10号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅11号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅12号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅13号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅14号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅15号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅16号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅17号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅18号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅19号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅20号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅21号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅22号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅23号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅24号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅25号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅26号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅27号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅28号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅29号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅30号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅31号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅32号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅33号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅34号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅35号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅36号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅37号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅38号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅39号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅40号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅41号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅42号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅43号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅44号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅45号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅46号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅47号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅48号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅49号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅50号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅51号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅52号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅53号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅54号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅55号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅56号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅57号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅58号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅59号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅60号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅61号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅62号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅63号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅64号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅65号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅66号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅67号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅68号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅69号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅70号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅71号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅72号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅73号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅74号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅75号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅76号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅77号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅78号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅79号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅80号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅81号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅82号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅83号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅84号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅85号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅86号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅87号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅88号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅89号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅90号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅91号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅92号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅93号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅94号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅95号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅96号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅97号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅98号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅99号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅100号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅101号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅102号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅103号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅104号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅105号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅106号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅107号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅108号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅109号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅110号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅111号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅112号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅113号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅114号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅115号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅116号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅117号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅118号棟(2戸)
(1F)(1DK)

●入居者資格
【定住化促進住宅】
●甲賀目住宅119号棟(2戸)
(1F)(1DK)



申込み・問合せ
南越消防組合消防本部総務課
TEL 0778-21-8855

申込み・問合せ	受付期間	第1回試験	第2回試験	消防資格	消防士員
申込み・問合せ 南越消防組合消防本部総務課 TEL 0778-21-8855	7月6日(月)～8月17日(月)	10月下旬	9月20日(日)	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方(学歴・性別不問)免許・資格等不要	4名

南越消防組合職員採用試験

※募集期間	6月25日(木)～7月6日(月)
午前8時30分～午後5時15分	
※申し込み多数の場合は抽選とします。 ※入居条件・応募方法など詳細については、お問合せください。	

問合せ

建設整備課
0778-47-8003

無料相談

相談名	日時等	場所	申込み・問合せ
結婚相談	7月1日(水)、12日(日)、15日(水) 13:00～15:00	南条保健福祉センター	当日の相談電話 0778-47-3767
	7月2日(木)、16日(木) 13:00～15:00	河野住民センター	当日の相談電話 0778-48-2111
	7月5日(日)、16日(木) 13:00～15:00	今庄住民センター	当日の相談電話 0778-45-1111
法律相談 (要予約)	7月14日(火) 13:00～16:00 相談員 三好 大介 弁護士	南条保健福祉センター	社会福祉協議会南条本所 0778-47-3767
行政相談	7月18日(土) 9:00～11:00 相談員 井上 英之さん(金粒) ・体調が優れない方は、電話にてご相談ください。 電話相談 総務省 福井行政監視行政相談センター TEL 0570-090110	南条保健福祉センター	観光まちづくり課 0778-47-8013

相談の際は、以下のことにご留意ください。

- ・手指消毒・マスクの着用をお願いします。
- ・お名前やご連絡先などをお聞きします。
- ・対面時間の短縮のため、相談時間を制限させていただく場合があります。
- ・扉や窓は開放したままでお聞きしますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。秘密は守ります。困ったときは、一人で悩まず、私たちに相談してください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

■さまざまな人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権 110番 TEL 0570-003-110

■いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

子どもの人権 110番 ☎ 0120-007-110

■家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810

【インターネット受付】<https://www.jinken.go.jp/>

6月9日で 交通事故ゼロ1年 達成！

交通事故抑止功労の賛辞伝達

6月9日で、南越前町は交通事故ゼロ1年間の記録を達成したとして、福井県警察本部長から賛辞を受けました。6月10日、中谷透越前警察署長が役場を訪れ、岩倉町長に賛辞の表彰状を伝達されました。岩倉町長は「新型コロナウイルス感染症の話題が続く中、明るいニュースとなり嬉しい。これもひとえに関係機関のご尽力のおかげであると感謝しております。これからも引き続き、事故のない安全安心なまちづくりに努めます」と述べました。



写真左：中谷 透越前警察署長、右：岩倉町長

まちの話題 山海里



町内小中学校で入学式が開催

湯尾小学校入学式 5月21日

町内小中学校で、延期されていた入学式が開催されました。開催に当たり、湯尾小学校では、列席者の制限や席配置の工夫など、新型コロナウイルス感染症対策を実施しました。緊張した面持ちで入場した新一年生12名は、一人一人の名前を呼ばれると会場に元気な声を響かせ、学校生活への期待に胸を膨らませていました。

流動創生

流動創生ではこれまで、花バスの収穫や野菜作りなどの地域の仕事を、都市からの滞在者と一緒に手伝い、地域の暮らしを体感してきました。今後さらに地域のいろいろな方と都市からの滞在者をつないでいくために、河野地区の完熟梅農園でネット張りの体験をしてきました。

まず、落下する梅を集めためのネットを隙間なく張り巡らせてきます。継ぎ目を鉛筆のような棒でチクチクと縫うようにつなぎ合わせます。梅農園は急斜面の場所もあって、這いつくばりながらの作業はとても大変でした。こういった「いつもと違う景色や体験」は、心や体にたくさんの刺激をくれます。

移動・外出の自粛など「これまで」とは違う状況で、私たちの心は大きく揺れ動きました。自分の心を改めて見つめ、生き方や暮らし方を考える人も多いと思います。そういう内なる流動から、地方での暮らしに興味を持つ人に多拠点居住などの選択肢を提案していくたらと思います。

流動創生 HP : <http://ryudou-sousei.jp/>

■問合せ 観光まちづくり課 宇野 ☎ 0778-47-8013



食改

みつばちゃん 知恵袋



これから収穫できる夏野菜を使った手早くできるレシピです。オクラやかぼちゃなど、他の旬の野菜も使ってみてもいいですね。
レモン汁につけてもおいしくお召し上がりいただけます。

ポイント

ピーマンはビタミンA、Cが豊富な野菜です。ビタミンAは炒め物にすることで吸収率が高まります。

夏野菜には体を冷やしてくれる効果があります。

夏野菜やきとり

材料(2人分)

- ・鶏もも肉 200g
- ・ピーマン 2個
- ・なす 1個
- ・きゅうり 1本
- ・トマト 1個

塩 少々

- ・こしょう 少々
- ・焼肉のたれ お好みで
- ・サラダ油 適量

こしょう 少々

- ・焼肉のたれ お好みで
- ・サラダ油 適量

焼肉のたれ お好みで

サラダ油 適量

作り方

- ① 鶏もも肉1枚は身の厚いところに切れ目を入れて火が通りやすくする。一口大に切り、塩、こしょうをふる。
- ② ピーマンは種を抜いて1/4に切る。なすは輪切りにする。
- ③ サラダ油を入れたフライパンに、鶏もも肉を並べて、皮目からこんがりと焼く。ピーマン、なすも焼く。
- ④ きゅうりを千切りして塩もみし、トマトは櫛型に切る。
- ⑤ で焼いた鶏もも肉と野菜、④で切った野菜を盛り付ける。お好みで焼肉のたれをつける。

塩 少々

こしょう 少々

焼肉のたれ お好みで

サラダ油 適量

こしょう 少々

焼肉のたれ お好みで

サラダ油 適量

地域包括支援センターです

■問合せ 地域包括支援センター(保健福祉課内)

☎ 0778-47-8009

社会福祉協議会地域包括支援センター(今庄福祉センター2階) ☎ 0778-45-1170

河野支所(河野保健福祉センター1階) ☎ 0778-48-2260

地域ふれあいサロン、介護予防のつどい、健康体操教室が再開しました！

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止していた「地域ふれあいサロン」、「介護予防のつどい」、「健康体操教室」が6月から再開しました！いずれも、都合の良い時だけ参加できる介護予防活動です。参加される場合は、体温測定、マスク着用の上、ぜひお越しください。

地域ふれあいサロン

各地区のサロンでは、開催月に応じて、さまざまな取り組みを行っています。町では以下の無料の講師派遣をしています。

運動普及	作業療法士などによる、転倒・骨折予防などを目的とした体操
口腔機能向上	歯科衛生士による、飲み込みや歯の相談、口の体操
認知症予防	地域包括支援センター職員などによる、認知症関係の講義と実技

※各地区での内容や開催日などについては、各地区的サロン協力員または南越前町社会福祉協議会(☎ 0778-47-3767)までお問合せください。

教室名	会場	開催日(広報カレンダーに掲載)	講 師
介護予防のつどい	南条保健福祉センター	月～金 13:30～15:30	看護師 など
	今庄住民センター	水曜日 13:30～15:30	
	ファミリーマート+ハーツ河野北前船主通り店	月曜日 13:30～15:30	
南条健康体操	南条地区公民館	月2回(金曜 14:00～15:00)	健康運動
タッピーボディ操クラブ	今庄住民センター	月1回(金曜 14:00～15:00)	指導士
しおさい体操	糠公民館	月1回(木曜 10:00～11:00)	など

※体調不良の方(体温37.5℃以上の発熱または平熱比1℃以上、息苦しさ・強いだるさ、咳・のどの痛みなどの風邪症状がある方など)は、参加をご遠慮ください。

※会場・日時は、事情により変更になる場合があります。

※ご不明な点などは、地域包括支援センターまでお問合せください。



ウォーターランド通信

問合せ ウォーターランド南条 ☎ 0778-47-3711

ウォーターランド南条

検索

★会員さんからの嬉しい一言☆

ウォーターランド

を長年利用している
上山美津代さん、優
美さん親子から3月
にお話を伺いました。

効果の実感

美津代さんは、膝のリハビリも兼ねて水泳の教室に通われており、「体力もつき普段の生活の中での膝の痛みもなくなり、水泳の効果が出た」と話されていました。



写真左 上山 優美さん、右 美津代さん

プールに通うことが日課

上山さん親子は、教室で一緒にがんばるご友人もでききたそうで、プールの雰囲気も良く、今ではウォーターランドで泳ぐことが生活の一部となっているそうです。

年齢に関係なく上達できる！

美津代さんは、娘の優美さんと一緒に水泳をすることと、親子の絆も深めているそうです。水泳は未経験でしたが、教室を受講して練習を重ねるうちに、クロールで25m泳げるようになり、嬉しかったと話してくださいました。

「スタッフより一言」

これからもプールでのトレーニングを通じて、健健康な体を維持してほしいと思います。

年金のお知らせ

問合せ 武生年金事務所 Tel 0778-23-1126
(自動音声案内「2」の後「2」選択)
町民税務課 ☎ 0778-47-8015

国民年金保険料免除・ 納付猶予の申請について

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

令和2年度の免除・納付猶予の受付は7月から開始され、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査を行います。また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある方などは、一度、年金事務所または町民税務課へご相談ください。

漁師さん募集

いつしょに
やろうよ



- 【漁業種類】定置網
- 【募集人員】若干名(若い元気な方)
- 【仕事内容】網おこし(漁)、漁具のメンテナンスなど
- 【休日、休暇】不定休(気象、海象が悪く出漁できない時)、第3日曜日、お盆、正月等
- 【月給、賞与】26万円~、年1回(水揚げ高による)、子ども手当、交通費支給

◀申込み・問合せ▶ 河野村漁業協同組合(南越前町甲賀城7-33-1)
Tel 0778-48-2134, fax 0778-48-2135

▲こちらは有料広告欄です。

市町村振興宝くじ

サマージャンボ宝くじ& サマージャンボミニ発売!

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ1千万円

(1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円
7月14日の2種類同時発売!
発売期間 7/14(火)~8/14(金)

■公財
福井県市町
振興協会
Tel 0776-57-11633

図書館だより



問合せ 南条図書館 ☎ 0778-47-3810
今庄図書館 ☎ 0778-45-8004
河野図書館 ☎ 0778-48-2881
<https://lib.town.minamiechizen.fukui.jp/>
※ホームページでは、図書の検索・予約などができます。

ちょっと気になるBOOK紹介



メールマガジン 登録募集中!



メルマガで
新着図書をお知らせします。
配信は毎週 金曜日！

南越前町立図書館の
ホームページから
ご登録ください。

赤ちゃんをわが子として育てる方を求む

石井光太・著 小学館 2020年

宮城県石巻市の産婦人科医菊田昇氏は、生まれてくる小さな命を救いたい、その一念で、望まない妊娠をした妊婦と、子どもを望む夫婦の橋渡しを始めます。

しかし、それは法律を犯すことでした。

やがて、世間を揺るがす事件へと発展し、菊田医師は日本母性保護医協会からの除名、国会招致、家宅捜査などの幾多の試練にさらされながらも、国と闘い続け、1987年、ついに「特別養子縁組制度」を勝ち取りました。

彼はなぜ医師になったのか、産婦人科医となって直面した現実、それでも命を守ろうとする姿に何度も涙がこみあげてきます。ぜひ手に取っていただきたい一冊です。

◆◆◆新着図書案内◆◆◆

一般書

【小 説】

妖(あやかし)の掟	菅田 哲也
うめももさくら	石田 香織
燐火	上田 秀人
カケラ	渢 かなえ
呉・広島ダブル殺人事件	西村 京太郎
こんぱるいろ、彼方	桜月 美智子
少年と犬	馳 星周
立花三将伝	赤神 諒
同心亀無剣之介[5]	風野 真知雄
業平	高樹 のぶ子

ブルーネス

伊与原 新

法の雨

下村 敦史

夜会

赤川 次郎

流星シネマ

吉田 篤弘

【その他】

子どもに頼らないしあわせ介護計画

高室 成幸

はじめてのメルカリの使い方

桑名 由美

366日の世界遺産

小林 克己

絵本画家 赤羽未吉

赤羽 茂乃

地味を笑うな

平野 佳寿

鴻上尚史のもっとほがらか人生相談

鴻上 尚史

児童書

【えほん】

かな?	大日本タイボ組合
キャベツちゃんのワンピース	東 直子
じごくにアイス	ナカオ マサトシ
すてきなにちようび	小湊 加奈
花のすきなおおかみ	きむら ゆういち
ひみつがあります	布川 愛子
ホタルのアダムとほしざらパーティー	香川 照之
もりのかばんやさん	ふくざわ ゆみこ
やねうらべやのおばけ	しおたに まみこ

【おはなし】

雨の日は、いっしょに

大久保 雨咲

ごきげんな毎日

いとう みく

願いを叶える雑貨店 黄昏堂

桐谷 直

本屋のミミ、おでかけする!

森 環

まちがいなく名探偵

杉山 亮

エルシーと魔法の一週間

ケイ・ウマンスキー

【その他】

料理はすごい!

柴田書店(編)

ぼくらしく、おどる

大前 光市

★このほかにも新着図書はまだまだあります！ぜひ、図書館へお越しください。

人口と世帯(令和2年6月1日現在()は前月比)

総人口: 10,374人(-10) 男5,017人(-3) 女5,357人(-7) 世帯数: 3,420世帯(-3)

[内、外国人: 69人(±0) 男23人(±0) 女45人(±0) 外国人世帯数: 37世帯(±0)]

お誕生日おめでとう



受付 令和2年5月1日～5月31日

応募締切
7月15日(水)
まで

広報南えちぜん掲載希望店舗(飲食店)を募集します!

広報南えちぜんでは、町内でランチのできるお店を紹介する特集「週末はランチに行こう！(仮称)」の掲載を予定しています。ご自身のお店を取り上げてほしい方のご応募はもちろん、気になっていたあの店を取材してほしいという方からのご推薦も大歓迎です。ぜひご応募ください。

●対象店舗 飲食店(※ただし、以下の全ての条件を満たす飲食店とします)

- ①町内に店舗を有すること ②ランチタイム(11:00～15:00頃)に営業を行っていること ③テイクアウト商品の提供を行っていること ④撮影および掲載用に、ランチ1品と、テイクアウト1品の準備が可能であること ⑤店舗の外観および内観、代表者の方などの写真の撮影・掲載が可能であること

*掲載料は無料です。掲載スペースの関係上、掲載は15店舗までとします。応募多数の場合は抽選となりますので、ご了承ください。

掲載イメージ



店舗内観・関係者等

店舗名



くわ
せ
ひ
お
す
す
め
し
た
き
り
!

店舗情報・外観

営 9:00～22:00
休 水曜日・年末年始
住 東大道29-1
電 0778-47-8013



料理の写真



●応募方法 町ホームページ掲載の「広報南えちぜん『週末はランチに行こう！(仮称)』掲載希望用紙」に必要事項を記入の上、観光まちづくり課へ持参またはFAX、メールなどにてご提出ください。

町ホームページ <http://www.town.minamiechizen.lg.jp/>

●問合せ 観光まちづくり課 ☎ 0778-47-8013 FAX 0778-47-3261
✉ kanmachi@town.minamiechizen.lg.jp